

## 御宿町と株式会社千葉興業銀行との連携に関する協定書

御宿町(以下「甲」という。)と株式会社千葉興業銀行(以下「乙」という。)は、相互の連携により、次のとおり協定を締結する。

### 第1条(目的)

本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、御宿町の地域社会の発展と地域経済の活性化、及び町民サービスの向上に資することを目的とする。

### 第2条(連携事項)

甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- ① 商工業者向けの起業・創業・融資等および経営支援に関すること
- ② 農林水産業における、担い手育成・販売促進・新商品開発等、振興に資する支援全般に関すること
- ③ 定住促進・雇用創出に関すること
- ④ 観光プロモーション活動に関すること
- ⑤ 子育て支援等に伴う情報交換に関すること
- ⑥ 福祉・健康・医療等の情報交換に関すること
- ⑦ 企業誘致に関すること
- ⑧ 企業・学校等の空き公共施設の有効利用に資する情報交換に関すること
- ⑨ 災害等における地域支援に関すること
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること

### 第3条(守秘義務)

甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報のうち、「秘密情報」として相手方が指定したものについては、本協定の有効期間内および有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

### 第4条(有効期間)

本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、期間終了の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定終了の申し入れを行わないとときは、更に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

第5条(細則)

本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本協定書2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保管する。

平成27年11月27日

甲 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522  
御宿町長 石田 義廣

乙 千葉県千葉市美浜区幸町二丁目1番2号  
株式会社千葉興業銀行  
取締役頭取 青柳 俊一